

信用保証制度

東日本大震災の影響により経営に支障を来している中小企業が、事業の再建や経営の安定のために金融機関から借入れをする場合、一般保証とは別枠で、以下の保証制度を利用することが出来ます。

1. 東日本大震災復興緊急保証

東日本大震災復興緊急保証はこのたび創設された保証制度です。東日本大震災により直接または間接の被害を受けた中小企業が、金融機関から事業の再建、経営の安定に必要な資金を借入れる場合に、信用保証協会の保証を受けることができます（借入金の全額に対して保証します）。

「災害関係保証」「セーフティネット保証（5号）」とあわせて、無担保1億6000万円、最大5億6000万円まで利用が可能です。

（対象者）

①特定被災区域（※）内の企業

- （イ）震災の影響により業況が悪化している企業
- （ロ）原発事故に係る警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域の区域内の企業

②特定被災区域（※）外の企業

- （イ）特定被災区域内の事業者と取引関係があり、かつ、震災の影響により業況が悪化している企業
- （ロ）震災に起因した風評被害による契約の解除等の影響で急激に業況が悪化している企業

※特定被災地域 — 政令で指定

岩手県・宮城県・福島県の全域

青森県・茨城県・栃木県・千葉県・新潟県・長野県の一部の市町村

（保証限度額）

無担保8000万円、最大2.8億円

※災害関係保証、セーフティネット保証、一般保証とは別枠の保証です。

（保証料率）

0.8%以下

※詳しくは、各信用保証協会にお問い合わせください

（保証人）

代表者保証のみ（第三者保証人については、原則不要）

（問い合わせ先）

各信用保証協会

※情報は日々改訂されていますので、かならず参照元（出典：URL）でご確認下さい

【出典】中小企業庁『東日本大震災及び円高への対応に係る中小企業資金繰り支援策について』（平成23年9月27日）

<http://www.meti.go.jp/press/2011/09/20110927001/20110927001.html>

中小企業庁『東日本大震災復興特別保証の概要』

<http://www.meti.go.jp/press/2011/09/20110927001/20110927001-4.pdf>

2. 災害関係保証（直接被害を受けた方）

東日本大震災により直接被害を受けた事業者が、金融機関から事業の再建に必要な資金を借り入れる場合に、信用保証協会が保証する制度です。

（対象者）

- ①地震・津波等により直接被害を受けた企業
- ②原発事故に係る警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域の区域内の企業

（保証限度額）

無担保 8000 万円、最大 2.8 億円

※セーフティネット保証とは同枠、一般保証とは別枠の保証です。

（保証料率）

概ね 0.7～1.0%

（資金使途）

事業再建に必要な資金

（保証割合）

借入額の全額（100%）

（保証人）

代表者保証のみ（第三者保証人については、原則不要）

（問い合わせ先）

各信用保証協会

【出典】日本商工会議所『中小企業向け支援策ガイドブック』（平成23年5月13日）

<http://www.jcci.or.jp/region/tohokukantodaisinsai/2011/0513180432.html>

<http://www.jcci.or.jp/2011/05/13/20110502.pdf>

中小企業庁『中小企業支援ガイドブック』（平成23年5月2日）

<http://www.chusho.meti.go.jp/earthquake2011/index.html>

<http://www.chusho.meti.go.jp/earthquake2011/download/EqGuidebook-ver3.pdf>

※情報は日々改訂されていますので、かならず参照元（出典：URL）でご確認下さい

3. セーフティネット保証（5号）（業況が悪化している方）

震災被害に限らず、売上減少など業況が悪化している中小企業者が、金融機関から経営の安定に必要な資金の借入を行う場合、信用保証協会が一般保証とは別枠で保証する制度です。

（対象者）

指定業種に属し、売上高の減少等について、市区町村の認定を受けた中小企業者

（保証限度額）

無担保 8000 万円、最大 2.8 億円

※災害関係保証とは同枠、一般保証とは別枠の保証です。

（保証料率）

概ね 0.7～1.0%

（資金用途）

経営の安定に必要な資金

（保証割合）

借入額の全額（100%）

（保証人）

代表者保証のみ（第三者保証人については、原則不要）

（問い合わせ先）

各信用保証協会

【出典】中小企業庁『セーフティネット保証制度』

http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_gaiyou.htm

中小企業庁『平成 23 年度第一次補正予算を踏まえた東日本大震災の被災中小企業者向け資金繰り支援策の御相談の開始について』（平成 23 年 5 月 2 日）

<http://www.chusho.meti.go.jp/earthquake2011/110502Eq-F-K.html>

中小企業庁『中小企業支援ガイドブック』（平成 23 年 5 月 2 日）

<http://www.chusho.meti.go.jp/earthquake2011/index.html>

<http://www.chusho.meti.go.jp/earthquake2011/download/EqGuidebook-ver3.pdf>

中小企業庁『東日本大震災及び円高への対応に係る中小企業資金繰り支援策について』（平成 23 年 9 月 27 日）

<http://www.meti.go.jp/press/2011/09/20110927001/20110927001.html>